学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書 及び 通学証明書の発行について

1 学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書

JR等の旅客鉄道会社は生徒が長距離の旅行をする場合に割引普通乗車券を発売しています。 この割引普通乗車券の購入に際しては、学校において発行する学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」)が必要になります。学割証は、旅行開始前のみ有効ですので、利用したい場合は次の手順で予め発行を受けてください。

(1) 学割証の発行条件

ア JR各社の利用区間が片道100kmを超えて利用する場合

イ 使用目的

- ・休暇、所用による帰省
- ・実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- ・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行
- ※ 船舶などで利用できる場合があります

(2) 申請方法及び発行

ア 交付申請書に必要事項を記入及び保護者確認印の押印 (交付申請書用紙は、事務室にあります。山内中学校公式ホームページからダウンロード もできます。)

- イ 事務室に提出
- ウ 事務室で学割証作成後、事務室から発行(提出の翌開庁日以降に事務室を訪問し受領)

(3) 注意事項

- ・交付申請書に不備がある場合発行できません。記入漏れや押印漏れ等のないように注意してください
- ・発行は申請日の翌日とします(翌日が週休日・休日等の場合は、翌開庁日)
 - ※ 事務職員の在席状況によっては発行が遅れる場合もありますので、余裕をもって申請 してください
- ・学割証の有効期限は発行日から3筒月間です

- ・利用にあたっては学割証裏面をよく読み、乗車券を購入してください
- ・学割証は発行した学割証に表記されている本人のみ有効です
- ・乗車券の購入の際や乗車中に生徒手帳の呈示を求められることがありますので注意してく ださい

2 通学証明書

通学証明書は、公共交通機関の通学定期乗車券を購入するときに提出する必要があるものです。通学証明書が必要な場合は、次の手順で予め発行を受けてください。

- (1) 申請方法及び発行
- ア 申込書に必要事項を記入 (申込書は事務室にあります)
- イ 事務室に提出
- ウ 事務室で学割証作成後、事務室から発行(提出の翌開庁日以降に事務室を訪問し受領)

(2) 注意事項

- ・発行は申請の翌日とします(翌日が週休日・休日等の場合は、翌開庁日)
 - ※ 事務職員の在席状況によっては発行が遅れる場合もありますので、余裕をもって申請 してください
- ・通学証明書の有効期限は発行日から1箇月間です
- ・継続の場合、年度内の古い定期券を提出すれば、通学証明書は不要です (区間を変更する場合は通学証明書が必要です)

問合せ:山内中学校 事務室

TEL 901-0030

FAX 904-1529